



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年10月20日火曜日 第2717号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例...（子育て支援課）..... 1
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....（公営企業管理局総務課）..... 2

条 例

○愛媛県条例第45号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>	<p>（保育所型認定こども園の認定の有効期間）</p> <p>第4条 法第5条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日までとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p>

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第2条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 土木関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>51 採石法第32条の4第1項第6号口の規定に基づく業務管理者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>52～80 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>81 砂利採取法第6条第1項第6号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>82～102 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名称	金額	1～50 省略			51 採石法第32条の4第1項第6号口の規定に基づく業務管理者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略		52～80 省略			81 砂利採取法第6条第1項第6号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略		82～102 省略			備考 省略			<p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 土木関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>51 採石法第32条の4第1項第5号口の規定に基づく業務管理者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>52～80 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>81 砂利採取法第6条第1項第5号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>82～102 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名称	金額	1～50 省略			51 採石法第32条の4第1項第5号口の規定に基づく業務管理者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略		52～80 省略			81 砂利採取法第6条第1項第5号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略		82～102 省略			備考 省略		
事 務	名称	金額																																									
1～50 省略																																											
51 採石法第32条の4第1項第6号口の規定に基づく業務管理者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略																																										
52～80 省略																																											
81 砂利採取法第6条第1項第6号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略																																										
82～102 省略																																											
備考 省略																																											
事 務	名称	金額																																									
1～50 省略																																											
51 採石法第32条の4第1項第5号口の規定に基づく業務管理者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略																																										
52～80 省略																																											
81 砂利採取法第6条第1項第5号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	省略																																										
82～102 省略																																											
備考 省略																																											

6 省略

6 省略

附 則

この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成27年12月26日から施行する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（経営の基本）</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県畑寺発電所</td> <td style="text-align: center;">松山市</td> <td style="text-align: center;"><u>530キロワット</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 省略</p>	名 称	位 置	最大出力	省略			愛媛県畑寺発電所	松山市	<u>530キロワット</u>	<p>（経営の基本）</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">最大出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県畑寺発電所</td> <td style="text-align: center;">松山市</td> <td style="text-align: center;"><u>510キロワット</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 省略</p>	名 称	位 置	最大出力	省略			愛媛県畑寺発電所	松山市	<u>510キロワット</u>
名 称	位 置	最大出力																	
省略																			
愛媛県畑寺発電所	松山市	<u>530キロワット</u>																	
名 称	位 置	最大出力																	
省略																			
愛媛県畑寺発電所	松山市	<u>510キロワット</u>																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。